



県章

# 滋賀県公報

令和4年(2022年)  
2月1日  
第279号  
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 規 則	
※滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (都市計画課) . . . . .	1
○ 告 示	
保安林の指定施業要件の変更予定 (森林保全課) . . . . .	1
保安林の皆伐面積の限度の公表 (森林保全課) . . . . .	2
救急病院等を定める省令第1条第1項に規定する救急病院 (医療政策課) . . . . .	2
介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (医療福祉推進課) . . . . .	3
道路の供用開始 (道路保全課) . . . . .	3
○ 公 告	
基本測量実施公告 (監理課) . . . . .	3
○ 病 院 事 業 庁 規 程	
※滋賀県病院事業庁職員の服務等に関する規程の一部改正. . . . .	3

## 規 則

滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

### 滋賀県規則第3号

#### 滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則 (昭和50年滋賀県規則第44号) の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「滋賀県知事 様」を 「(宛先) 滋賀県知事」 に、「氏名 ㊟」を「氏名」に改め、同様式注5を削る。

別記様式第10号中「滋賀県知事 様」を 「(宛先) 滋賀県知事」 に、「氏名 ㊟」を「氏名」に改める。

別記様式第11号中「滋賀県知事 様」を 「(宛先) 滋賀県知事」 に、「氏名 ㊟」を「氏名」に改める。

#### 付 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

## 告 示

### 滋賀県告示第33号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の2第1項の規定により次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定で

あるので、告示する。

令和4年2月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 近江八幡市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 名所または旧跡の風致の保存
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および近江八幡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

-----  
滋賀県告示第34号

森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規定により、令和4年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

令和4年2月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

同一単位とされる保安林		伐採面積の限度	備 考
水源かん養保安林	湖 南	196.78	同一単位とされる保安林 (湖南) 草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市および湖南市の地域をいう。 (湖東) 近江八幡市および東近江市ならびに蒲生郡日野町および竜王町ならびに愛知郡愛荘町の地域をいう。
	湖 東	378.80	
	湖東北部	471.19	
	湖 北	1,075.84	
	湖 西	293.06	
	計	2,415.67	
土砂流出防備保安林	湖 南	693.25	(湖東北部) 彦根市、長浜市の一部(旧長浜市、旧浅井町、旧びわ町、旧虎姫町および旧湖北町)および米原市ならびに犬上郡豊郷町、甲良町および多賀町の地域をいう。 (湖北) 高島市の一部(旧マキノ町、旧今津町および旧新旭町)および長浜市の一部(旧高月町、旧木之本町、旧余呉町および旧西浅井町)の地域をいう。
	湖 東	334.36	
	湖東北部	301.54	
	湖 北	294.61	
	湖 西	337.18	
	計	1,960.94	
保健保安林	湖 南	73.80	(湖西) 大津市および高島市の一部(旧朽木村、旧安曇川町および旧高島町)の地域をいう。
	湖 東	27.10	
	湖東北部	150.84	
	湖 北	62.50	
	湖 西	56.70	
	計	370.94	

-----  
滋賀県告示第35号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定に基づき申出のあった次の病院は、同項に規定する救急病院である。

令和4年2月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

医療機関の名称	開 設 者	所 在 地	認 定期 限
医療法人社団仁生会甲南	医療法人社団仁生会	甲賀市甲南町葛木958番地	令和7.2.11

病院			
----	--	--	--

滋賀県告示第36号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和4年2月1日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
ヘルパーステーション 青い鳥	草津市追分六丁目19番6号	有限会社青い鳥コミュニティ 代表取締役 本田早美	草津市追分六丁目19番6号	訪問介護	2570600268	令和4.1.31

滋賀県告示第37号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和4年2月1日から令和4年2月15日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年2月1日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
栗見八日市線	東近江市垣見町字南十九1568番地先から 東近江市垣見町字堀海道801番2地先まで	令和4.2.1 10時	L=210.0m

公 告

基本測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の実施について次のとおり通知があった。

令和4年2月1日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 基本測量(時空間変位確定測量)
- 2 作業の地域 滋賀県全域
- 3 作業の期間 令和4年1月1日から令和4年3月31日まで

病 院 事 業 庁 規 程

滋賀県病院事業庁規程第1号

滋賀県病院事業庁職員の服務等に関する規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第12号)の一部を次のように改正する。

令和4年2月1日

滋賀県病院事業庁長 宮川 正和

別表第1 総合病院の部診療放射線技師、臨床検査技師の款を削り、同部薬剤師の款中「薬剤師」の右に「診療放射線技師、臨床検査技師」を加える。

付 則

この規程は、令和4年2月1日から施行する。

